

第二十一条 枕拍子の事

底本…高知本 対校本…鴻山本

【翻刻】

第廿一 枕拍子の事

別義なし。すうたひにても鳴物有時にても、うたひにくき所出きたる時、頭を動し、つらをふり合する、是を枕拍子と云也。何時もかなハさる時ハ、まなこをふさき、つらをふるへし。此拍子しせんと骨すいより出る故か、ひやうしになつとくする事にて御座候。此拍子き、たる、第一よき御事にて①御座候。いかに音声の名人たりといふとも、時により文字をもわすれ、拍子をも既にはづさんとする事、おほき習ひにて御座候。

【校異】

- ① 御座候―候（鴻）

【現代語訳】

第二十一 枕拍子の事

枕拍子といつても特段のことではない。素謡でも囃子入りの時でも、難しい所や謡にくい所にさしかかった時に、おのずと頭を動かし顔を振ることがあるが、そうした動作に現れる根源的な律動を枕拍子というのである。謡がうまく謡えなくなった時には、いつでも目を閉じて顔を振るとよい。この拍子は体の骨髄にしみ込んでいて、自然にわき出てくるものなので、その拍子に乗ることができれば、落ち着いて楽に謡えるのである。枕拍子という根源的な拍子に体が自然に乗っている状態が、謡にとって一番理想的な状態である。いかに謡の名人であっても、時には文句を忘れて、それによって拍子さえ外しそうになることはよくあることである。

【解説】

枕拍子とは謡の根源的なリズムで、それが体の髄にしみこんでいることが大切だという。それは目を閉じ頭を振って謡うことだとし、その動きは身体の奥からわき出る自然な律動に基づいているがゆえに、ふしの難所や絶句などのトラブルが起こりそうになった時、これに合わせて謡えはおのずとうまく謡えるという。「枕」の語には、「歌枕」ともいうように、物事のよりどころという意味があり、「枕拍子」も拍子のよりどころという意味かと推測できる。

この条も、「道見在判伝書」中の「音曲十五之大事」（以下「大事」）に基づいている。左の「大事」第十四条全文と比較すると、本条が「大事」第十四条の言葉をほぼ全て摂取し、後半に「此拍子き、たる」以下の文を加えていることがわかる。

第十四、枕拍子の曲の事、うたひに、いひにくき所あらは、其時つらをふり合せ、枕拍子といふ、かなわさる所にてハ、まなこをふさきてつらをふるへし、是ハしやうとくになつとくする也

傍線部「しやうとくになつとくする」は、『うたひ鏡』では対校本とも「ひやうしになつとくする」となっている。現存する「大事」も転写本であるため、どちらが正しいかは不詳だが、「大事」が正しいとすれば、「しやうとく」は「生得」と解釈して、自分本来の音感や拍子感が甦って自ずと謡いやすくなる、といった意味になるだろう。意味の上では本条も大きな違いはないだろう。

音曲伝書では、演奏時の姿勢や顔の角度などについて、体幹の安定や発声の観点から、また礼儀や修養の観点から論じられることが多いが、「大事」や本条のように、音楽の拍節感と身体感を結びつけ、自然で解放的な身体感あり方を推奨した論は珍しい。

◆頭をふること・枕拍子という言葉

「目をふさぎあたまを振りて謡ふ人 さも見苦しき事と知るべし」とは、室町末期の音曲道歌の一つである。『謡の秘書』（慶安五年刊）や、『音曲玉淵集』（享保十二年刊）などにも、目を閉じ、顔や体を動かして謡うことを戒める記事があり、現在でも、背筋を伸ばし、視点を定めて上体をあまり動かさずに謡うのがよいという共通認識があるのではないだろうか。

現在の感覚から言うと、「かなわさる所にてハ、まなこをふさきてつらをふるへし」（「大事」）という主張は特異で奇異な印象すらある。この教えの由来は未詳だが、世阿弥の『音曲口伝』（または『花鏡』）の記事「調子をば機にて持ち、声をば調子にて出だし、文字をば口びるにて分かつべし。文字にもか、らぬ程の曲をば、顔の振り様を以てあひしらふべし」²などが根拠の一つになっているのかもしれない。世阿弥の時代には、適度に顔を振ることが謡の表現を助ける有効な動作として認められていたのである。その意味で枕拍子の記事は、謡の古い慣習を受け継

いでいるといえよう。

但し「道見」の他の条（第十七）には、謡う時に上体をあまり動かさないようにする工夫が書かれており、一本の中に抵触する条文が並立することになっている（本書では第二十四に撰取されている）。これは再編伝書ゆえの矛盾といえるが、恐らく実態として、謡の時と場所によって身体動作はかなり違ったのであろう。貴人の前では特に作法も厳しかったと思われるが、近代においても、聴衆から姿の見えない障子の内側で謡っていた謡講では、顔や体の動きで互いの息を合わせていたという³⁾。

枕拍子という言葉は世阿弥・禅竹・禅鳳らの伝書には見えず、「大事」が初出の可能性がある。「大事」以降の伝書についても使用例は多くなく、「大事」を基にしたと思われる「十五之次第」、及びこれと同時代の『謡秘伝鈔』、『大事』または『うたひ鏡』から採ったと思われる『音曲玉淵集』（享保十二年刊）の記事などに限られている。

注

- (1) 下の句は「ただ憎体に見ゆるなりけり」とも。表章「音曲道歌雑考」（『能楽史新考（二）』、一九八六、わんや書店）五二二頁。
- (2) 『音曲口伝』（日本思想大系『世阿弥禅竹』、一九七四、岩波書店）七四頁。または『花鏡』（同）八四頁。
- (3) 「地頭は……両手ばかりでなく、時には両眼、或は身体まで動かして指揮している有様、さうしてそれのつて謡の緩急がついて行く具合など、一種のリズムがあつて面白い」片山博通「京観世の興亡」（『上方』一九四二、上方郷土研究会）
- (4) 「十五之次第」は観世文庫蔵「観世元忠」筆卷子本音曲伝書に収載される。翻刻は伝音アーカイブズ「謡伝書の具体的理解と体系的把握に向けて——永正元年観世道見在判伝書」の翻刻データ公開——補遺 観世宗節筆「音曲」十五之次第「翻刻」。また同書の異本「謡根本秘伝抄」（『節章句秘伝之抄』H）にも同様の記事がある。翻刻は『細川五部伝書』（能楽資料集成2、一九七三、わんや書店）、一五〇頁。

- (5) 演劇博物館蔵など。同館編『花鏡 謡秘伝鈔』(演劇資料選書1、一九七五)に翻刻がある。
- (6) 『音曲玉淵集』第三卷に「枕拍子といふハ頭のふりやうにて出る事ヲ云」。

(高橋葉子)

